

議案第 59 号 北海道高等学校等教育改革促進基金条例案

北海道高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金（附則第3項において「補助金」という。）を積み立て、公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）における教育の改革を先導する拠点の創出を図るため、北海道高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第3条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条に規定する目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。

(基金の使用の特例)

3 基金は、第3条第1項の規定にかかわらず、補助金を国庫に納付する場合においても、これを使用することができる。

4 第3条第2項の規定は、前項の規定による基金の使用について準用する。

説 明

国から交付される高等学校等教育改革促進事業費補助金を積み立て、公立の高等学校等における教育の改革を先導する拠点の創出を図るための基金として、北海道高等学校等教育改革促進基金を設置することとするため、この条例を制定しようとするものである。

議案第 60 号 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、令和7年6月1日から適用する。
- 2 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。

説 明

北海道特別職報酬等審議会の知事に対する令和8年1月26日付け答申に鑑み、知事等の期末手当を増額することとするため、この条例を制定しようとするものである。